

事 務 連 絡  
令和 5 年 2 月 13 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場等における入浴着を着用した入浴への  
理解の促進について（周知依頼）

平素より生活衛生対策に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

標記については、「ユニバーサル観光の推進について」（平成 23 年 1 月 17 日総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）及び「公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について（周知）」（平成 30 年 6 月 28 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により、管内の入浴施設等の事業者に対し周知徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いしてきたところです。

「公衆浴場における乳がん患者の入浴着を着用した入浴について（依頼）」（令和 4 年 12 月 5 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）により都道府県等の周知状況等の報告をお願いしたところ、その結果を取りまとめるとともに、併せて当課が実施した事業者向け WEB アンケートの結果も取りまとめましたので、別添 1 のとおり、情報提供いたします。今般の調査の結果をみると、都道府県等において事業者等への周知を行っていないという回答や、事業者において入浴着を着用した入浴を認めていないという回答がございます。

都道府県・保健所設置市・特別区におかれましては、入浴施設等の入浴着を着用した入浴について、下記の周知の好事例も参考に、入浴着理解促進ポスター（別添 2）を活用いただく等して、管内の入浴施設等に周知徹底を図り、適切な対応がとられるようご協力をお願いいたします。

また、入浴施設等の利用者の理解促進に向けて、がん対策主管部局等の関係部署とも連携しつつ、都道府県等のホームページや広報誌で周知を行うなど、積極的な情報発信を行うようご協力をお願いします。

## 記

(都道府県等による周知の好事例)

- 自治体が月に一度発行する広報誌に、入浴着を着用した入浴に関する記事を掲載した。
- 管内事業者を対象として開催する衛生講習会において、入浴着を着用した入浴の周知を併せて実施した。
- 自治体のホームページにパンフレットを掲載するとともに、管内事業者に対し、当該パンフレットを配布した。
- 衛生部局だけでなく、がん対策等の関係部局のホームページにおいても周知を行った。
- 衛生等の指導監視の際に、併せて入浴着に関する周知を行った。
- 患者団体による入浴着の周知活動に協力を行った。

(別添 1) 「公衆浴場法及び旅館業法の適用を受ける入浴施設における入浴着を着用した入浴に係る調査」結果概要

(別添 2) 入浴着理解促進ポスター

## 「公衆浴場法及び旅館業法の適用を受ける入浴施設における入浴着を着用した入浴に係る調査」結果概要

### I. 自治体向け調査

調査期間：令和 4 年 12 月 5 日～26 日

調査対象：都道府県（47）、保健所設置市（87）、特別区（23）

調査方法：メール調査

有効回答数：157 件

問：乳がん患者のバスタイムカバー等の入浴着を着用した入浴に関して、衛生担当部局において、何らかの周知を行っているか。（n=157）

1. 行っている……………90（57%）
2. 行っていない……………67（43%）

問：誰を対象にどのような形式で周知を行っているか。（複数回答）（n=90）

- ・管内の公衆浴場業者、旅館業者に対し、文書等で通知……………48（53%）
- ・管内の公衆浴場業者、旅館業者に対し、ポスターやチラシ等を配布……………27（30%）
- ・ホームページや SNS 等で周知……………43（48%）
- ・管内の公衆浴場業者、旅館業者に対し、セミナー等を実施……………9（10%）
- ・他部局、患者支援団体・協力団体等に周知や協力依頼を実施……………17（19%）
- ・その他……………13（14%）

〔乳がん患者に配慮した取組を実施している宿泊施設のパンフレット「ピンクリボンのお宿」（ピンクリボンのお宿ネットワーク発刊）の配付 等〕

問：平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 11 月末において、入浴施設における入浴着を理由とした入浴拒否事例を把握している場合は、件数を記載してください。（n=157）

（件数）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1	2	0	0	1

## II. 事業者向け調査

調査期間：令和4年12月5日～26日

調査方法：WEB アンケート

※ 複数の浴場業関係団体、旅館・ホテル営業関係団体を通じて事業者を実施

有効回答数：383件（浴場業：87件、旅館・ホテル営業：296件）

問：乳がん患者のバスタイムカバー等の入浴着を着用した入浴は可能か。(n=383)

1. 入浴可能……………248 (65%)
2. 入浴を認めてない…………… 64 (17%)
3. 共同浴場がない（旅館・ホテルのみ）…………… 22 ( 6%)
4. その他…………… 49 (13%)

- ✓ 事前の申告、利用者が持参した場合は可
- ✓ 事例がないので、可否を決めていない
- ✓ イベント時のみ認めている 等

問：入浴着を着用した入浴が可能であることを周知しているか。(n=248)

1. 周知している…………… 85 (34%)
2. 周知していない……………163 (66%)

問：入浴着を着用した入浴を不可としている場合の理由。(複数回答) (n=64)

- 衛生的でない……………19 (30%)
- 配慮が必要と思わない…………… 7 (11%)
- お客様同士のトラブル……………33 (52%)
- その他……………27 (42%)

- ✓ 問い合わせを受けたことがないため、必要性を感じていなかった
- ✓ 貸切風呂、家族風呂を推奨している
- ✓ 入浴着着用の入浴の認知度が不足している。認知されれば可
- ✓ 入浴着を用意していない 等

問：平成30年4月1日～令和4年11月末において、入浴施設における入浴着を理由とした入浴拒否をしたことがあるか。(n=383)

(件数)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	0	0	1

皆さまが気兼ねなく施設を利用できるよう

# 入浴着を着用した入浴に ご理解・ご配慮をお願いします

乳がん等の手術などによるあとが目立たないように、  
専用の入浴着を着用した入浴を希望される方がいらっしゃいます。

入浴着を着用される方々も気兼ねなく入浴できるよう、  
入浴施設等の事業者、従業員や入浴施設を利用される皆さまの  
ご理解とご配慮をお願いします。

## 入浴着とは

乳がん等の手術などのあとを、  
周囲に対して気にすることなく  
入浴を楽しめるように開発された  
「入浴用肌着」のことです。

## 衛生面について

脱衣所などで着用し、  
浴槽に入る前には付着した石けん  
成分をよく洗い流すなど、  
清潔な状態で使用される場合は、  
衛生管理上の問題はありません。

## 入浴着を着用される方へ

衛生面に気をつけて清潔な状態  
で使用しましょう。

